

測量、建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格の見直しについて

令和 4 年 3 月 4 日に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルが改正されました。これに伴い、国土交通省から『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』第 20 条第 2 項に基づく要請（ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格を見直すこと）がありました。これを受け、公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図る観点等から、本市の最低制限価格の範囲を下記のとおり見直すこととしました。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ること

2 対象

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告する予定価格 100 万円超の工事を伴う委託業務

3 最低制限価格の算出方法

（１）最低制限価格

【最低制限基準額】×【くじによる調整係数】

（２）最低制限基準額

直接人件費などの項目ごとに、中央公契連モデル（R4 年モデル）の算定割合を乗じ、算出した額の合計額（小数点以下切り上げ）

（３）くじによる調整係数

係数抽出変動型最低制限価格制度によるもので、開札時に入札執行者がくじにより決定。

調整係数は 21 段階に分かれており、0.9950 から 1.0050 の間で、0.0005 単位で変動。

4 見直し後の最低制限価格の範囲

（１）これまで

予定価格の 80%（①82%、②85%）を上限

※（ ）内は①測量業務のみ、②地質調査業務のみ

（２）見直し後

最低制限基準額の上限を予定価格の 80%（①82%、②85%）とし、くじによる調整係数を乗じる。

⇒【最低制限基準額（予定価格の 80%（①82%、②85%）を上限）】×【くじによる調整係数】

※（ ）内は①測量業務のみ、②地質調査業務のみ

※調整係数により予定価格の 80%（①82%、②85%）を超える場合があります。